



区経営相談事業のご案内	1
区内中小企業向けサポートブックを作成しました	1
文京区の中小企業向け融資制度についてのご案内	2
リカレント教育(学び直し)に係る受講料を助成します！ ---	3
従業員の新たな能力開発を支援します！	3
今年度も文京区ミニ就職面接会を開催します 区内企業の求人募集をお手伝い！	3
【コラム】 中小企業支援の現場より「適切な設備投資」 ---	4・5
「来て見て体験」 文京の伝統工芸イベントを開催します！ ---	5
マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内	5
文京区景況調査 今期の特徴点	6
特別調査「中小企業におけるデジタル化への対応について」	7
参加店舗募集中 「文京ソコチカラ がんばるお店応援キャンペーン第3弾」 --	8
現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金を実施 します	8



文京区 経済課



(文京区応援キャラクター) BUNレンジャー

文京産業ニュース <ビガー>

VIGOR

文京産業ニュース 152

編集・発行

本誌掲載記事に関するお問い合わせ先

文京区 区民部 経済課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

TEL: 5803-1173

FAX: 5803-1936

区では、東京商工会議所と連携し、区内中小企業向け融資あっせん制度の受付や創業相談、一般経営相談窓口を設けております。以下の相談員がお話を聞かせていただきますので、お気軽にご相談ください。(なお、創業相談のみ事前予約制です。)

場 所 東京商工会議所文京支部
(文京シビックセンター地下2階)

受付時間 平日午前9時30分から
午後4時30分まで
※受付時間は変更になる場合があります。

対 象 区内事業者

費 用 無料

問い合わせ先 東京商工会議所文京支部
融資あっせん窓口
☎5842-6731

写 真					
名 前	宮内 京子	鶴見 麻衣	小暮 美喜	木村 英幸	渡辺 ミコ
担当曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
自身の モットー	誠実に、お客様の期待以上の対応をすることです！	地道な行動が最大の自己アピールになる！	経営者のお話を聞き、ともに考え、解決策を探します！	“わかりやすく”を念頭に、対応いたします！	中小企業の皆様とともに、文京区をもっと良い街にしたい！
メッセージ	創業、新事業、IT活用、補助金活用等々のお悩みに、次の一步を踏み出せるようにサポートいたします。	皆様の事業を具体的にできるような一緒に計画を立てて、目標達成のご支援をして参ります。	創業時は、わからないことばかりです。皆様の思い描くビジネスを実現するためのお手伝いをいたします。	経営者及び予定の皆さま、事業計画立案から資金調達、業務効率化など、経営上の悩み事をお持ちでしたら、一度お越しください。	今週のお困りごとは、来週に持ち越すことなく、お気軽にご相談ください。お待ちしております！

区内中小企業向けサポートブックを作成しました

文京区では、経営に関する課題や販路拡大等に取り組む企業の皆様を支援し、産業の振興を図るために様々な事業を実施しています。

それらの事業を分かりやすく案内するためのサポートブック2023年度版を作成しました。

本書の送付をご希望の方は、文京区経済課までお問い合わせください。

掲載内容

- 経営に関する相談
- 各種補助金
- 創業支援
- 人材確保・育成支援
- 企業間交流
- 知的財産活用支援

など



文京区の中小企業向け融資制度についてのご案内

区内中小企業の方の事業活動を支援するため、文京区では融資あっせん事業を行っています。
 事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資あっせんします。金融機関で融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。
 文京区の融資あっせんが受けられる企業の詳細については、東京商工会議所文京支部(☎5842-6731)までお問い合わせください。

現下の経済変動に対応するための特別融資

文京区融資あっせん制度における〈現下の経済変動に対応するための緊急資金〉、〈現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金〉の利息は、区が全額利子補給しております。さらに、当該資金で融資を受けられた方に対して、信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助いたします。

現下の経済変動に対応するための特別融資対象者

対象者	次のいずれかに該当するもの ①申込日を基準とした直前1か月間の売上高または営業利益が令和元年から前年までのいずれかの同期に比べ減少していること。 ②区内で創業して1年未満の場合、申込日を基準とした直前1か月間の売上高または営業利益が直前1か月間を含む直前3か月間の平均に比べ減少していること。 ※「直前」とは、「前月」または「前々月」のことをいいます。
-----	---

融資名	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利率(年)%			備考
				契約利率	利子補給	本人負担	
現下の経済変動に対応するための緊急資金	運転	1,500	8年以内 元金据置期間 24か月を含む	1.7	1.7	0	※「現下の経済変動に対応するための緊急資金認定申請書」が必要となります。 ※東京信用保証協会による信用保証が必要です。
現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金	運転設備	2,000					※「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金認定申請書」及び「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換計画書」が必要となります。 ※東京信用保証協会による信用保証が必要です。

●信用保証料補助金：「現下の経済変動に対応するための緊急資金」、「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金」については、30万円を上限に東京信用保証協会に支払った信用保証料を補助。
 ※1事業者1回のみ申請。

融資あっせんメニュー

(特別融資)

【先端設備等導入支援資金】

中小企業等経営強化法第52条第4項の規定により先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が、当該計画に定めた設備の導入に必要とするものが対象となります。

融資名	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利率(年)%			備考
				契約利率	利子補給	本人負担	
先端設備等導入支援資金	設備	3,000	8年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.7	1.7	0	中小企業等経営強化法第52条第4項に基づく先端設備等導入計画の認定書が必要となります。

【経営環境変化対策資金】

経営環境の急激な変化等により事業活動に影響を受けている中小企業者で、次のいずれかに該当していることが条件になります。

- ①申込日を基準とした直前3か月間または1年間の売上高が前年同期に比べ10%以上減少していること
- ②申込日を基準とした直前3か月間または1年間の営業利益が前年同期に比べ10%以上減少していること

融資名	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利率(年)%			備考
				契約利率	利子補給	本人負担	
経営環境変化対策資金	運転設備	1,500 〔代表者区民の場合 2,000〕	8年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.7	1.5	0.2	融資あっせんの申込みは事業者本人が行ってください。

※特別融資のメニューは上記以外にもございます。詳細については区ホームページ等をご確認ください。

(一般融資)

融資名	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利率(年)%			備考	
				契約利率	利子補給	本人負担		
一般運転資金	運転	1,500 〔代表者区民の場合 1,800〕	7年以内 元金据置期間 6か月を含む	1.7	0.2	1.5	一般運転資金と一般設備資金を同時に申し込む場合、一本の融資としてお申込みください。 この場合の融資限度額・返済期間については、一般運転資金の条件に従うものとします。	
一般設備資金	設備	2,000 〔代表者区民の場合 2,400〕	8年以内 元金据置期間 6か月を含む					
小規模企業資金	運転設備	600 〔代表者区民の場合 750〕	5年以内 元金据置期間 6か月を含む	1.0	0.7	常時使用する従業者(役員・アルバイト等は含まない)が、20人以下の中小企業者		
創業支援資金	創業特例 運転設備	1,500 〔代表者区民の場合 2,000〕	7年以内 元金据置期間 12か月を含む	1.5	1.5	0	文京区内で創業しようとする場合または区内で創業し1年未満の場合	
				3年以内	1.1			1.1
				3年超 5年以内	1.2			1.2
				5年超 7年以内	1.4			1.4

※必要書類等の詳細につきましては、下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、区ホームページでご確認ください。
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyoyuushi/seidoyushi/shorui.html>

◆融資あっせん申込 受付時間 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分 東京商工会議所文京支部 受付場所 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階 ☎03-5842-6731(直通)	◆利子補給・信用保証料補助金に関するお問い合わせ 受付時間 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 受付場所 文京区経済課産業振興係(地下2階) 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階 ☎03-5803-1173(直通)
--	---

文京区 リカレント教育(学び直し)に係る受講料を助成します!

※リカレント教育…何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを目的とした教育(学び直し)のことです。

助成対象者	60歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方 ①就労経験があり、現在は就労していないこと ②非正規雇用*で就労していること ※契約社員等の期間の定めのある雇用契約 ③個人で事業を営んでいること(個人事業者)
助成対象教育課程・講座	「受講開始から2年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座」
助成金の額	受講料の2分の1(※入学試験の検定料や入学金は、助成対象外) ※助成には上限があり、「月額1万円×受講期間の月数」が上限額です。 (※教育訓練給付制度「専門実践教育訓練給付金」や勤務先での福利厚生助成等を受けている場合は、それらを除いた額が助成対象経費となります。)
申請期間	2023年4月3日(月)から随時受付 ※予算額に達し次第、受付を終了します。

【お問い合わせ先】文京区経済課 創業・就労支援担当(文京シビックセンター地下2階) ☎03-5803-1173



文京区 従業員の新たな能力開発を支援します!

中小企業人材強化支援補助 区内中小企業の事業拡大やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に向けた人的基盤の整備を支援するため、自社の従業員に「リスキリング*」の機会を提供し、専門の資格取得に係る経費の一部を補助します。

※リスキリング(職業能力の再開発)…今後の事業戦略や将来像を基に、中小企業者が事業活動の拡大や組織の変革に必要な職業能力を従業員に習得させること。

対象者	文京区内中小企業者 ①中小企業基本法に規定する中小企業者で、個人事業者又は法人事業者であること。 ②区内に主たる事業所(法人事業者は本店登記も)を有し、かつ、補助金の交付を申請する日において、引き続き区内で1年以上事業を営んでいること。 ③申請日までに納付すべき住民税(法人の場合は法人住民税)及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税)を完納していること。
補助対象事業	補助条件: 自社の従業員に、①企業の事業拡大に資する資格、又は、②DXの実現に資する資格を取得させること 補助対象経費: 資格取得に係る教育課程又は講習の受講料、資格試験の受験料 補助率: 2分の1(1社当たり上限10万円)
申請期間	2023年4月3日(月)から随時受付(先着順) ※予算額に達し次第、受付を終了します。

【お問い合わせ先】文京区経済課 創業・就労支援担当(文京シビックセンター地下2階) ☎03-5803-1173



今年度も文京区ミニ就職面接会を開催します(区内企業の求人募集をお手伝い!)

事業概要	文京区内の企業を対象とした、応募者と直接面接ができるミニ面接会を開催いたします。正社員求人を対象とした「正社員面接会」を5回、仕事と家庭(子育て等)の両立可能な求人を対象とした「仕事と家庭の両立支援面接会」を2回、55歳以上の方の採用を積極的に行う求人を対象とした「シニア就職面接会」を1回の、全8回開催となります(各回1~2社参加)。
申込方法	ハローワーク飯田橋のホームページ内、「就職面接会 参加企業募集のお知らせ」ページから直接お申し込みください。 なお、参加決定企業については、開催の概ね2週間前に上記ホームページで発表いたします。
開催日(予定)	※★マークの回は、「仕事と家庭の両立支援」です(託児サービスあり)。 ◎マークの回は、「シニア就職面接会」です。 ①令和5年5月25日(木) ⑤令和5年10月26日(木) ②令和5年6月29日(木)◎ ⑥令和5年12月21日(木)★ ③令和5年7月20日(木) ⑦令和6年2月22日(木) ④令和5年9月29日(金)★ ⑧令和6年3月14日(木) ※申込要件、開催時間、場所等は、必ずハローワーク飯田橋ホームページにてご確認ください。



主催: 文京区/ハローワーク飯田橋

【問合せ先】ハローワーク飯田橋 事業所第二部門 TEL.03-3812-8609 32#

コラム 中小企業支援の現場より

適切な設備投資

文京区中小企業支援員 加藤 敏雄



3年を越えたコロナ禍は、マーケット情勢や産業構造並びに経営環境を一変させてしまいました。区内事業者の皆様も精一杯の経営改善努力や文京区・東京都・国の企業支援策の活用などあらゆる手立てを講じて、この未曾有の事態を乗り切っていました。令和5年度に入り、ようやく混乱期を抜けコロナ以前の日常も戻りつつあります。ここにきて、販路の拡大や新事業への展開等々と成長戦略に舵を切ろうと考えている事業者様も増えてきており、新しい機械や設備の導入を検討している方もおられると思います。

以前、借入金で安定した運転資金の導入によるキャッシュフローアップは、資金繰りの安定だけでなく財務内容の改善で企業信用力が増加するとの話しをしましたが、今回は借入金を伴う適正な設備投資について考えてみたいと思います。

設備投資実施の前提

設備投資により、収益の増加と競争力が向上することが設備導入の判断基準となります。具体的な内容としては次の点が挙げられます。

- ・設備の導入によっていままで対応出来なかった新たな受注増加が見込める。
- ・生産能力の拡大に伴い受注数の大幅な増加にも対応が可能となる。
- ・生産性向上によりコスト低減が見込まれ競争力のアップに繋がる。

このような前提を踏まえたうえで、投資の考え方としては2つのファクターがあります。

『投資対効果が見込めること』と『資金繰りが確保できること』の二つです。

ここでは、借入金10,000千円(借入期間・返済8年)で10,000千円の機械設備(耐用年数10年)を導入したケースを例に説明します。

設備導入した効果による1年間の増加分での試算

設備導入部分損益計算予想	増加金額	単位千円
売上(現金収入)	6,000	⇒新受注による年間売上げ増加分
支払(現金流出)	2,000	⇒年間仕入増加分とコスト削減分相殺後
減価償却 ①	1,000	⇒定額法による年間償却分
税引前利益	3,000	
法人税 40%	1,200	⇒法人税率 40%で試算
税引後利益 ②	1,800	⇒利益増加分(1年間)
キャッシュフロー ①+②	2,800	⇒キャッシュフロー増加分(1年間)

費用対効果を検討する3つの指標

1. 投資利益率法…設備投資に対する収益性を分析する指標

$$\text{投資で得られる利益} \div \text{投資費用} \times 100 = \text{投資利益率}$$
 投資効率が高いほど設備投資がうまくいっていることが分かります。
 例では $18,000\text{千円} \div 10,000\text{千円} \times 100 = 180\%$
 * 導入設備の耐用年数が10年のため稼働10年間での利益で試算
2. 回収期間法…投資費用を回収するために要する期間を分析する指標

$$\text{設備投資費用} \div \text{各期のキャッシュフロー} = \text{回収期間}$$
 回収期間が短いほど効率がよい投資であることが分かります。
 例では $10,000\text{千円} \div 2,800\text{千円} = 3.57\text{年}$
3. 正味現在価値法(NPV法)…設備投資によってもたらされる各期のキャッシュフローを現在の貨幣価値に置き換え、設備投資費用を差し引くことで算出される分析法でNPV>0であれば有効な投資とされています。*(算出式が複雑なためここでは例での試算を省略します)

資金繰りの確保

設備投資では多くの場合、金融機関からの借入金で資金調達をすることが一般的です。そこで最も重要なことは、借入金の返済がスムーズに行われ、資金繰りを過度に圧迫するようなリスクを回避しなければならないという点です。設備資金の返済元金は利益償還の原則があります。返済財源は当期利益に減価償却費を加えたもので=キャッシュフローとなります。つまりキャッシュフローが返済元金を上回っている必要があります。

例では 10,000千円の借入金 期間8年・返済8年=年間返済額元金1,250千円

返済財源 > 返済元金 の原則から 2,800千円 > 1,250千円

となり十分なキャッシュフローから資金繰りも潤沢なことが分かります。

設備投資は以上のファクターの分析・検討から計画を推進していくことが一般的ですが、費用対効果での指標は長期間の投資では外部環境の変化による影響を受けるため、不確定要素が強く実際には設備投資をした後でなければ分からない面もあります。一方で資金繰り確保の分析では、事業者様の身近な環境部分の要素が多いのでほぼ適正な分析が可能となります。

今回は設備投資の大まかな考え方についてのお話をさせていただきました。コロナ禍の混乱期を抜けて、日常を取り戻しつつあるとはいえ、急激な物価高やエネルギー供給課題等々から不安定な経済状況は継続しています。設備投資計画の際は、顧問税理士や専門家の先生と相談検討のうえ実行に移すことをお奨めいたします。

文京区の中小企業向け支援策の活用

- ・「現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金」は事業再興等に向けて専門家を活用し支援を受けた際の費用等に係る経費を補助するもので設備投資時にはうってつけの支援策です。
 - ・文京区中小企業向けあっせん融資は、8年間の長期資金があり、且つ文京区からの利子補給もあり利用される方にたいへん有利な制度融資です。
- 設備投資実施の際にはこれらの支援策を是非ご活用ください。
これからも区内事業所様にご訪問させていただき、文京区や東京都等の企業支援策をご案内することで皆様の経営の一助になれば幸いです。令和5年度も何卒宜しくお願い申し上げます。

中小企業支援員が区内企業を訪問しています!!

中小企業支援員が区内企業を訪問し、企業の現状や課題にあった支援、セミナー等の情報提供や補助金に関するご案内をします。関係機関の紹介、販路開拓や設備投資のご相談もお受けします。

【お問い合わせ】文京区経済課産業振興係 TEL:(5803) 1173 FAX:(5803) 1936

「来て見て体験」 文京の伝統工芸イベントを開催します!

不忍通りふれあい館で「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを毎月2日間、開催します。イベントでは、2業種の伝統工芸者による作品展示や、制作過程の実演がご覧いただけるほか、制作体験ができます。ぜひ、ご来館ください。

- 会場** 不忍通りふれあい館1階(根津2-20-7)
東京メトロ千代田線「根津」駅より徒歩2分または「千駄木駅」より徒歩10分
- 開催時間** 午前10時～正午、午後1時～4時(体験受付時間は午後3時半まで)

【令和5年6月～8月イベントスケジュール】

開催日	伝統工芸者(敬称略)・品目	制作体験内容・参加費
6/10(土)、11(日)	①高橋由貴子(江戸木版画) ②平田悠(木工)	①木版画団扇作り 2,000円 ②テンセグリティミニテーブル作り 2,500円
7/15(土)、16(日)	①金子直子(貴金属アクセサリー) ②渡辺みゆき(陶芸)	①錫アート体験 2,000円 ②小皿作り 2,000円
8/12(土)、13(日)	①笠原信雄(東京銀器) ②鳥海友里(ガラス工芸)	①銀の指輪 2,500円 ②サンドブラスト体験 1,500～2,500円

- ※制作体験の内容及び時間帯は決まり次第、区ホームページにてご案内します。
※開催日程は変更になることがあります。
※混雑状況によっては、お待ちいただく場合や受付終了となる場合がございます。

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)のご案内

商工会議所の推薦にもとづき、無担保・無保証人(保証協会の保証も不要)で融資を受けることができる日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額	2000万円
返済期間	運転7年以内 設備10年以内
担保・保証人	不要 ※信用保証協会の保証も不要
融資利率 (固定金利)	1.08% (2023年4月1日現在)
融資対象(主な項目)	
<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者(従業員20名以下の法人や個人事業主の方。但し、商業・サービス業は5人以下)であること ●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者(創業1年未満の場合は、融資対象外) ●税金を完納していること 	

新型コロナウイルス感染症対策 拡充措置

融資限度額 1000万円(別枠)
利率 0.18%(2023年4月1日現在)
当初3年間。3年経過後は1.08%

要件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるもので次のいずれかの要件を満たすもの
●最近1か月の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある小規模事業者。●債務負担が重くなっている方 ※詳細はお問合せ下さい。

詳しくは、WEBまたはお電話でお問い合わせください!
問合先: 東京商工会議所 文京支部
TEL: 03-3811-2683
受付時間: 平日9時30分～17時
※受付時間は変更になる場合があります






文京区今期の特徴点




令和5年1月～3月
調査時期 5年3月中旬
調査方法 面接聴取

製造業の業況はわずかに持ち直しています。小売業の業況は幾分悪化幅が拡大しています。サービスの業況は悪化幅が大幅に縮小しています。卸売業の業況は大きく悪化に転じており、不動産業の業況は好感が強まっています。




【製造業】

前期		-21.9	製造業の業況はわずかに持ち直しています。DI値は、文京区では6.5ポイント増の-15.4、全都では3ポイント増の-14です。文京区の各項目をみると、売上額は9.0ポイント増の-10.8と減少幅が大幅に縮小、収益は3.6ポイント増の-23.9と減少が一服しています。来期の業況は厳しさが和らぎ、売上額、収益とも減少幅が縮小する見込みです。今後も経済変動等の影響が継続すると予想されます。
今期		-15.4	
来期		-13.6	




【小売業】

前期		-23.0	小売業の業況は幾分悪化幅が拡大しています。DI値は、文京区では4.4ポイント減の-27.4、全都では3.0ポイント減の-26です。文京区の各項目をみると、売上額は0.9ポイント減の-3.2、収益も2.3ポイント減の-4.0と減少幅が拡大しています。来期の業況は水面下ながら持ち直す見込みであるものの、売上額、収益とも厳しさが増す見込みです。今後も経済変動等の影響が継続すると予想されます。
今期		-27.4	
来期		-22.2	

【サービス業】






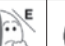

前期		-24.6	サービス業の業況は悪化幅が大幅に縮小しています。DI値は、文京区では14.3ポイント増の-10.3、全都では5ポイント増の-17です。文京区の各項目をみると、売上額は22.5ポイント増の12.1と大きく増加に転じ、収益も20.1ポイント増の-3.4と回復の兆しにあります。来期の業況は厳しさを強めると予測されるものの、売上額は横ばい、収益は増加傾向の見込みです。今後も経済変動等の影響が継続すると予想されます。
今期		-10.3	
来期		-13.9	

【卸売業】

前期		4.9
今期		-6.3
来期		-11.5

【不動産業】

前期		0.3
今期		10.1
来期		10.6

スポット君 景気予報								有効回答事業所数
	好調 ←		普通			→ 不調		
製造業	20以上	19~10	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31以下	57
小売業	10以上	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31~-40	-41以下	24
サービス業	15以上	14~5	4~-5	-6~-15	-16~-25	-26~-35	-36以下	26
卸売業	20以上	19~10	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31以上	17
不動産業	10以上	9~0	-1~-10	-11~-20	-21~-30	-31~-40	-41以下	13

特別調査「中小企業におけるデジタル化への対応について」

本調査結果の特徴

- ①インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応については、「課税事業者」の53.6%が「既に登録申請を行った」と回答しており、建設業(85.7%)、サービス業(65.4%)、卸売業(64.7%)の対応が進んでいる。一方、「免税事業者」については、「既に登録申請を行った」との回答は3.6%に過ぎず、不動産業の25.0%が「まだ対応方針は決めていない」と回答している。
- ②電子帳簿保存法(電帳法)改正に関する認知度については、「内容までよく知っている」との回答は14.1%に留まっている。電子帳簿保存法(電帳法)改正に関する対応については、「対応できている」「一部対応できている」との回答合計は43.0%である一方、「対応できていない」「よくわからない」との回答合計も47.9%となっており、認知度を向上させ、対応を促す取り組みが必要である。
- ③手形の利用頻度については、「全く使っていない」が55.9%で1位、「取引の10%未満」が18.2%で2位となっており、企業間での資金決済の際の手形の重要性は低下している。でんさいの利用頻度については、「全く使っていない」が76.2%で1位、「取引の10%未満」が10.5%で2位となっており、中小企業においてはでんさいはあまり活用されていないことがわかる。
- ④デジタル化投資の費用対効果については、「大いに満足している」「やや満足している」と回答した合計は33.3%である一方、「あまり満足していない」「まったく満足していない」と回答した合計は35.5%であり、企業により費用対効果の考えにばらつきがあることがわかる。今後のデジタル化投資の計画については、「現状維持の予定」が43.3%で1位、「デジタル化投資は行わない」が36.2%で2位、「拡充する予定」が20.6%で3位となっている。
- ⑤デジタル化を進めるに際しての問題点・課題については、「情報分野に長けた社員の不足」が29.2%で1位、「導入・維持負担にかかるコスト負担が大きい」が27.1%で2位、「特に問題点・課題はない」が21.5%で3位となっている。

(特別調査データ)

【問1】2023年10月に開始予定の「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」へ向けて、インボイス(適格請求書)発行事業者への登録申請を求める動きがありますが、貴社ではどのように対応していますか。現在、消費税を納付している「課税事業者」の方は1~3から、消費税の納税免除を受けている「免税事業者」の方は4~8から、それぞれ最もあてはまるものを1つ、選んでお答えください。 単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【課税事業者】							
1. 既に登録申請を行った	53.6	53.7	64.7	25.0	65.4	85.7	50.0
2. まだ登録申請をしていない	34.3	33.3	29.4	58.3	19.2	14.3	41.7
3. 「インボイス制度」自体がわからない	8.6	13.0	5.9	4.2	7.7	-	8.3
【免税事業者】							
4. 既に登録申請を行った	3.6	1.9	-	4.2	7.7	-	8.3
5. 近いうちに登録申請を行う予定	4.3	7.4	-	8.3	-	-	-
6. 登録申請は行わない予定(免税事業者のまま)	0.7	-	-	4.2	-	-	-
7. まだ対応方針は決めていない	6.4	3.7	5.9	-	11.5	-	25.0
8. 「インボイス制度」自体がわからない	2.1	1.9	-	8.3	-	-	-

【問2】電子帳簿保存法(電帳法)が改正され、請求書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要となりました。この改正について、貴社の認知度を1~4から、対応を5~9から、それぞれ1つお答えください。 単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【認知度】							
1. 内容までよく知っている	14.1	7.1	11.8	4.2	34.6	14.3	25.0
2. 意味はある程度わかる	57.0	62.5	58.8	50.0	42.3	85.7	58.3
3. 名前しか知らない	21.8	25.0	17.6	29.2	23.1	-	8.3
4. 聞いたことがない	6.3	5.4	11.8	12.5	-	-	8.3
【対応】							
5. 対応できている	10.6	8.9	-	4.2	26.9	-	16.7
6. 一部対応できている	32.4	37.5	41.2	20.8	30.8	42.9	16.7
7. 対応できていない	36.6	32.1	47.1	45.8	23.1	28.6	58.3
8. 電子データを授受しておらず、当社には関係ない	7.7	7.1	-	4.2	15.4	28.6	-
9. よくわからない	11.3	12.5	11.8	25.0	-	-	8.3

【問3】貴社では、企業間での資金決済の際、手形をどの程度利用していますか。また、でんさい(電子記録債権)をどの程度利用していますか。手形について1~5から、でんさいについては6~0から、それぞれ1つお答えください。 単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【手形】							
1. 取引の50%以上	9.1	15.8	11.8	-	-	28.6	-
2. 取引の30%以上~50%未満	7.0	10.5	11.8	4.2	3.8	-	-
3. 取引の10%以上~30%未満	9.1	12.3	17.6	-	3.8	14.3	8.3
4. 取引の10%未満	18.2	24.6	23.5	4.2	19.2	14.3	8.3
5. 全く使っていない	55.9	36.8	35.3	87.5	73.1	42.9	83.3
【でんさい】							
6. 取引の50%以上	2.8	3.5	-	-	3.8	14.3	-
7. 取引の30%以上~50%未満	2.8	3.5	5.9	-	-	14.3	-
8. 取引の10%以上~30%未満	6.3	12.3	11.8	-	-	-	-
9. 取引の10%未満	10.5	14.0	11.8	4.2	3.8	14.3	16.7
0. 全く使っていない	76.2	63.2	70.6	95.8	92.3	57.1	83.3

【問4】貴社では、これまで行ってきたデジタル化投資(コンピュータ、ネットワーク関連機器・ソフトウェアの購入、利用環境の整備等全般)の費用対効果について、どのように感じていますか。1~5から1つお答えください。また、今後のデジタル化投資の計画について、6~9から1つお答えください。 単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【デジタル化投資の満足度】							
1. 大いに満足している	3.5	1.8	-	4.2	7.7	14.3	-
2. やや満足している	29.8	32.1	29.4	12.5	42.3	28.6	27.3
3. あまり満足していない	28.4	30.4	35.3	16.7	26.9	28.6	36.4
4. まったく満足していない	7.1	5.4	11.8	8.3	-	14.3	18.2
5. もともとデジタル化投資を実施していない	30.5	30.4	23.5	54.2	23.1	14.3	18.2
【今後のデジタル化投資の計画】							
6. 拡充する予定	20.6	14.3	41.2	8.3	30.8	28.6	18.2
7. 現状維持の予定	43.3	50.0	35.3	29.2	42.3	42.9	54.5
8. 縮小する予定	-	-	-	-	-	-	-
9. デジタル化投資は行わない	36.2	35.7	23.5	62.5	26.9	28.6	27.3

【問5】貴社では、デジタル化を進めるに際しての問題点・課題として、どのようなものが考えられますか。次の1~0の中から最大で3つまでお答えください。 単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 費用対効果の把握が困難	21.5	31.6	17.6	12.5	15.4	14.3	15.4
2. 技術革新が速すぎて対応しきれない	9.0	14.0	5.9	4.2	7.7	-	7.7
3. セキュリティの確保への不安	21.5	22.8	35.3	8.3	23.1	14.3	23.1
4. トラブル発生時の対応が困難	20.8	24.6	11.8	20.8	23.1	28.6	7.7
5. 導入・維持にかかるコスト負担が大きい	27.1	28.1	29.4	29.2	26.9	42.9	7.7
6. 情報分野に長けた社員の不足	29.2	31.6	17.6	25.0	26.9	42.9	38.5
7. 活用方法に関する知識の不足	13.9	12.3	17.6	8.3	15.4	28.6	15.4
8. 経営者・社員が必要と感じていない	8.3	8.8	-	12.5	3.8	28.6	7.7
9. その他()	1.4	3.5	-	-	-	-	-
0. 特に問題点・課題はない	21.5	8.8	29.4	33.3	30.8	14.3	30.8

参加店舗
募集中

「文京ソコチカラ がんばるお店応援キャンペーン第3弾」

長期化する原油価格や原材料費の高騰等の経済変動の影響を受けている区内店舗を支援するため、消費者向けに「値引き・おまけ」などの消費者還元サービスに取り組む店舗に対し、サービスに係る費用や電力・ガス・燃料費、原材料等の購入経費を補助します。

現在、本補助金を活用し消費者還元サービスを実施する店舗を募集しています。

● 補助対象者

次の①～③の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 中小企業（中小企業と同規模の法人を含む）及び個人事業主で、区内に店舗を有していること
- ② 店舗において、小売・飲食・その他生活に必要なサービス等を提供していること
- ③ 令和5年5月1日～6月30日の期間中に、消費者向けに商品割引等のサービス（消費者還元サービス）を実施すること

※店舗等における感染症対策については、国や東京都の指針等を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

● 補助対象経費

- ① 令和5年5月1日～6月30日の期間中に発生した消費者の方向けに実施する消費者還元サービス（商品割引・サービス品の提供等）の還元金額相当にあたる費用
 - ② 令和4年10月16日～令和5年6月30日の期間中に購入した以下の経費
 - ・ 電力・ガス・燃料費等の2分の1の額
 - ・ 原材料等購入経費の10分の1の額
（①の消費者還元サービスを実施した場合に限る。※電力・ガス、原材料費等のみの申請はできません。）
- ※既に他の補助金の補助対象となった月の経費に関しては、対象外となります。

● 補助金額

- ① 「割引」「おまけ」などの消費者還元サービスの還元金額相当：上限15万円
- ② 電力・ガス・燃料費、原材料等購入経費：上限15万円
上記①②合計で上限30万円まで補助（※1店舗につき1回のみ）



● 募集期間

- 令和5年6月16日まで（当日消印有効）
- ※申請書類を簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。
 - ※消費者還元サービスを実施するにあたり事前の申請が必要です。サービス開始の2週間前までにご提出ください。

● 申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、郵送でご提出ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syoutengai/sokodikara/omiseouen3.html>



事業の詳細は、上記区ホームページをご確認ください。

- 申請書提出先 〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン 担当
- お問い合わせ がんばるお店応援キャンペーン コールセンター 090-8182-7093（平日10時～17時）

現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金を実施します

コロナ禍に加え、原油価格や原材料費の高騰等の経済変動の影響を受けている区内中小企業を支援するため、事業再興に向けた事業計画の策定や各種補助金の申請等にあたって、専門家を活用した支援を受けた際の費用についての補助を行います。

● 補助対象者

中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者又は法人事業者）であり、区内に事業所を有していること。
※中小企業と同規模の特定非営利活動法人及び一般社団法人・財団法人、医療法人等を含みます。

● 補助対象経費

- (1) 令和5年4月1日以降に発生した専門家利用による経費（顧問契約に基づく相談を除く）
 - ① 事業再興に向けた事業計画、販促計画等を策定するための相談料
 - ② 各種補助金等の申請にあたって専門家の支援を受けた際の費用（文京区が実施している補助金は除く）
 - ③ 事業再興やインボイス対応のための経営相談に係る費用
- ※文京区内に所在する事業所等において発生したものに限り、
- (2) 令和5年4月1日以降に発生した、電力・ガス・ガソリン・灯油等に係る経費（(1)の補助金を活用した場合に限る）
- ※既に他の補助金の補助対象となった月の経費に関しては、

対象外となります。

● 補助金額

- (1) ①～③の合計額とし、上限10万円
- (2) 経費の一部とし、上限10万円
※1事業者につき1回のみ

● 申請期間

申請開始は6月予定（詳細が決まり次第、区ホームページ等でお知らせします。）

● 申請方法

区ホームページから申請書類をダウンロードし、郵送でご提出ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/keizaihendou/keieisoudanshien.html>

● 申請書提出先・問い合わせ

- 〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階 文京区経済課 経営相談支援補助金 担当
- ☎03-5803-1173 / FAX 03-5803-1936 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8:30～17:15



お買い物は文京区で！！